

デジタル庁コンプライアンス基本方針（案）

令和3年9月1日
デジタル大臣決定

デジタル庁は、我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現を目的とするデジタル社会の形成の司令塔となります。デジタル庁に対する国民の期待は非常に大きく、デジタル庁は極めて重い職責を負っています。

デジタル庁がその職責を全うし、国民の期待に応えていくためには、デジタル庁で働く全ての者が、その有する専門的な知識又は技能を存分に発揮しながら、創造的かつ自律的に行動していくことが求められます。他方で、デジタル庁において、職務に関連して違法又は不適切な事務処理が行われるなど、国民の期待を裏切ったり、国民の疑念を招いたりすることは、絶対にあってはなりません。デジタル庁では、デジタル庁常勤の国家公務員と、民間企業等に勤務しながらデジタル庁でも勤務を行う非常勤の国家公務員等が一緒になって仕事をしますが、これらのことは、常勤非常勤の別を問わず、デジタル庁で働く全ての者が強く意識しなければなりません。そこで、デジタル庁で働く全ての者に適用されるべき行動指針を策定しました。

デジタル庁は、デジタル庁で働く全ての者に対し行動指針に沿って行動することを求めるほか、コンプライアンス意識の向上その他良好な組織風土の形成を図るための各種施策の推進に努めます。

行動指針

我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現を目的とするデジタル社会の形成の司令塔となるデジタル庁で働く者は、その職責の重さを十分認識し、関係する規範を遵守しながら、自らが有する専門的な知識又は技能を存分に発揮し、創造的かつ自律的に行動する。